

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(令和3年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことによる地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 66,069 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 1,083,990 千円

(単位:千円)

事業名(目)		令和3年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	431,524	193,401	0	524	27,205	210,394
	老人福祉費	27,309	4,159	0	1,832	2,441	18,877
	児童福祉総務費	4,471	1,687	0	0	319	2,465
	児童措置費	213,357	164,877	0	4,419	5,045	39,016
	保育所費	73,884	31,190	0	3,509	4,486	34,699
	小 計	750,545	395,314	0	10,284	39,496	305,451
社会保険	国民健康保険事業	63,307	34,859	0	0	3,257	25,191
	介護保険事業	95,410	10,582	0	0	9,713	75,115
	後期高齢者医療事業	19,943	11,722	0	0	941	7,280
	小 計	178,660	57,163	0	0	13,911	107,586
保健衛生	保健衛生総務費	70,015	2,837	0	113	7,679	59,386
	予防費	84,770	40,457	0	793	4,983	38,537
	小 計	154,785	43,294	0	906	12,662	97,923
合 計		1,083,990	495,771	0	11,190	66,069	510,960

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。